

学校法人の財務報告に関する基本的な考え方（修正案）

1. 制度の設計理念・組織目的

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、我が国の学校教育において大きな役割を果たしている。私立学校を支える制度は、私立学校法に基づく我が国独自の学校法人制度を基盤としており、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的としている。このような学校法人制度は、公教育を担うにふさわしい公共性・公益性を担保する制度であるとともに、学校法人のもつ多様性（※）を尊重する柔軟性をもった制度となっている。

（※）学校法人制度は、文部科学大臣所轄法人、都道府県知事所轄法人、準学校法人を包含する包括的な制度である。大規模な法人から極めて小規模な法人、あるいは特定の教育ニーズに対応する学校法人など多様な学校法人が存在する。

2. 制度創設時からの環境の変化

① 多様なステークホルダーの重要性の増加

学校法人制度創設以来 70 年以上が経過し、社会・経済状況は大きく変化している。少子化などにより私立学校を取り巻く経営環境の変化が見られる中で、各学校法人は情報公開の推進や財源の多様化を図りながら環境変化に対応してきた。今日の学校法人は、多様なステークホルダーとの信頼関係を深め、そのニーズを反映しつつ、健全な経営を実現し、組織目的を実現することが求められている。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大した大規模な法人においては、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造¹）も望まれてくる。

ステークホルダーとの対話を確実に行うために、説明責任を果たす手段としての学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類等は、所轄庁以外のステークホルダーにもより分かりやすい形となるよう改善を図る必要が生じている。

② 組織ガバナンス強化の要請

税制優遇や私学助成、幼児教育・高等教育の無償化等の進展によって、これらにふさわしい学校法人のガバナンス構造について社会的な信頼を確保すべき要請が強まっている。

組織ガバナンスにおいて重要な理事会・評議員会による監督機能の発揮を担保するために

¹（参考）「学校法人制度改革の具体的方策について」（令和4年3月29日 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改革特別委員会）P3

「ガバナンスの観点から考えると、学校法人が制度的に財団法人に由来している点において、持分権者を起点としたガバナンスが期待できないため、建学の精神を維持する寄附行為の番人として、評議員会が業務執行機関をけん制できる構造（学校法人の伝統的なガバナンス構造）を形成しておく必要がある。また、設置学校の教育研究・社会連携等の活動が拡大すると、広くステークホルダーとの対話により公共性を維持し、業務執行機関のけん制を行うという構造（学校法人の現代的なガバナンス構造）が望まれてくる。そして、いずれの構造であれ、建学の精神や設置する私立学校の存在意義が顧みられなかったり、特定の利害関係に偏って意図的に支配されたりする状況は、避けなければならない。」

は、財務状況や教育研究・社会連携等の活動による成果を適切な形で報告する仕組みが不可欠である。さらに、情報開示義務によるガバナンスが実効性あるものとなるよう、これらの情報の公開の在り方を改善する必要が生じている。なお、営利企業の成果情報の多くは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるのに対し、学校法人の場合、財務情報だけでは成果情報が提供されない。成果情報には、質の高い教育研究活動等が行われたかという点に着目した情報（非財務情報）が含まれる点にも留意が必要である。

③ 経営力強化の必要性の増加

学校法人の目的や建学の精神を実現するためには、安定した財務基盤を確保することが重要である。そのためには、経営環境の変化に対応できるよう、財務的な管理をより強化することが求められており、学校法人会計基準及びそれに基づく計算書類等は、運営者の経営判断に一層資するものとすることが望まれている。

3. 私立学校法改正に伴う会計基準の位置づけの変化

現行の私立学校法においては財産目録、貸借対照表、収支計算書等の備置き、閲覧、公表について規定されており、全ての学校法人が在学者その他の利害関係人²からの請求に応じてこれら書類を閲覧させることが義務付けられているほか、大臣所轄学校法人に対してはインターネットによる公表を求めており（第33条の3、第63条の2、則7）。学校法人は高い公共性が求められることから、在学生や保護者をはじめとする利害関係人、さらには広く社会一般に対して積極的に情報公開に努めることが求められており、透明性を高め、適正な管理運営を期する趣旨である。ただし、現行の貸借対照表や収支計算書は私立学校振興助成法を根拠とした学校法人会計基準に基づいて作成されており、これら書類は補助金交付の観点からの表示区分であることを前提としている。

今般、学校法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するため、私立学校法の改正が令和5年通常国会で可決された。

改正後の私立学校法（「改正私学法」という。以下同じ。）においては学校法人会計基準に基づき会計処理を行うことが明記され（改正私学法第101条）、現在の学校法人会計基準を、私立学校振興助成法に基づく補助金の適正配分を主な目的とした基準から、私立学校法に基づくステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、すべての学校法人を対象に整備されることとなった。

²（参考）「平成16年9月『改正私立学校法Q&A』」

「利害関係人の範囲は、在学者をはじめ、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば①当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者、②当該学校法人と雇用契約にある者、③当該学校法人に対する債権者、抵当権者等とされる。」

「逐条解説私立学校法三訂版、松坂浩史、p.462、令和2年」

「利害関係人とは、学校法人との契約関係など法律上の権利義務関係を有している者であり、具体的には在学生や在学生の保護者、職員、債権者などが想定される」

また、計算書類等の備置き、閲覧請求権及び公表について規定された。特に社会的影響の大きさや高等教育機関であること等を考慮し文部科学大臣所轄学校法人等は何人も閲覧請求が可能とされ、インターネットによる公表を求める特例規定が定められている。その他の学校法人は利害関係人及び債権者に閲覧請求権があり、公表については努力義務とされる。

| | 文部科学大臣所轄学校法人等 | | | その他の学校法人 | | |
|--------|---------------|------------|----|-------------|------------|------|
| | 備置き (※1) | 閲覧 (※2) | 公表 | 備置き (※1) | 閲覧 (※3) | 公表 |
| 計算書類 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 努力義務 |
| 事業報告書 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 努力義務 |
| 附属明細書 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 努力義務 |
| 監査報告 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 努力義務 |
| 会計監査報告 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 努力義務 |
| 財産目録 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | 努力義務 |

※1 定時評議員会の日の一週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置く（改正私学法第 106 条第 1 項）

従たる事務所には、写しを 3 年間備え置く（改正私学法第 106 条第 2 項）

ただし計算書類等、監査報告を電磁的記録で作成し、閲覧請求に応ずる措置として文部科学省例で定めるものをとっている場合を除く

※2 何人も、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。（改正私学法第 106 条第 3 項 1 号～3 号、同第 149 条第 1 項）

※3 利害関係人及び債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、閲覧請求等（改正私学法第 106 条第 3 項 1 号～3 号）をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。（改正私学法第 106 条第 3 項、第 4 項）

4. 改正私学法が想定するステークホルダー

これまで、利害関係人については、学校法人との間で法律上の権利義務関係を前提として、学生生徒やその保護者、職員、当該学校法人に対する債権者等が想定されていた²。一方で、学校法人制度の理念や目的、教育研究・社会連携等の活動が複雑化する現状等を考慮すれば、改正私学法が想定するステークホルダーは、従来の利害関係人の範囲にとどまらず、寄付者や産業界等、その範囲は広範にわたるものと解すべきである³。

³（参考）「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」（令和 3 年 3 月 19 日 学校法人のガバナンスに関する有識者会議）P9

「設置する学校・学部等に価値を見出し、資源の投入と価値の創出を求めるステークホルダーを時間軸で捉えれば、過去の接点からは設立者・寄附者や卒業生が該当し、現在の接点からは在校生・教職員や保護者・寄附者、産業界・学

【改正私学法が想定するステークホルダーの例（太字は従来の「利害関係人」）】

学生・生徒・児童・幼児（「学生等」という。以下同じ。）・保護者等、卒業生、入学予定者、運営者、教職員等、債権者、寄附者、産業界等、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団、評価機関等

5. 財務報告の目的・機能

「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」

(2019年7月18日日本公認会計士協会)において、財務報告利用者のニーズに応え得る会計枠組みを構築するためには、「「誰のため」の「どのような目的」の会計とするのか、そして、そのような会計は「どのような情報を提供すべきか」といった基本的な概念が明確になり、そのような概念を基礎とした会計基準が不可欠である」と提言されている。また、「特に高い公益性を求められる非営利組織の会計には、所轄官庁が法定の指導・監督を実施する上で必要な情報を提供することはもちろん、当該組織の財政的な健全性を担保するための社会的インフラとしての役割を果たすことも期待される。このような特定の専門的ニーズと一般の情報利用者ニーズとを、どのように同時実現していくかもまた、非営利組織の会計を考える上で重要な視点である。」とも指摘されている。

学校法人に関する財務情報の利用目的を考えると、利害関係人である学生等・保護者等は、特に、学校法人が継続的に教育研究・社会連携等の活動を行うことができるか、学校法人が保有する資産を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究・社会連携等の活動を行っているかに関心があると考えられる。また、資源提供者⁴の観点では、債権の回収可能性や経営状態の健全性、資源の提供目的に沿った教育研究・社会連携等の活動により価値の創造・向上が期

界・地域社会が該当する。そして、未来への先行投資という教育研究の性質を踏まえたステークホルダーの時間的・空間的な広がりを想定することが求められる。」

⁴ (参考) 「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」(2019年7月18日日本公認会計士協会) P3、14

「そもそも、営利を目的としているか否かを問わず、いかなる組織も、資源提供者及び債権者に対する受託者責任を負っている。したがって、適正な財務報告を作成することによって、利害関係者に対する説明責任を果たすことが求められる。また、社会的責任を果たし、持続的に経営を進め、それによってその目的を達成するためには、基本的な財務規律を構築する必要がある。組織の規模やステークホルダー構造によって、求められる責任の大小や規律の厳格さ及び複雑性は異なるが、説明責任と財務規律が必要であることそれ自体は異ならない。また、こうした責任を果たして行くことによって、組織に対する信頼を高め、経営に必要な財務その他の資源（資金、人材など）を確保して行く上での基礎となる。」

「(5) 財務報告の目的

本検討では、非営利組織の財務報告においては、資源提供者及び債権者に代表されるステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供することと併せて、非営利組織に提供された資源を、どのように利用したかについての説明責任を果たすことも目的となると位置付けた。財務報告によって提供される情報は、資源提供者による提供先の選択等の意思決定に影響を及ぼす。また、資源提供者が組織における提供資源の利用状況を確認し、その妥当性を評価するための材料にもなる。非営利組織がその資源の利用状況について説明責任を果たすことは、資源提供者が自らの監督機能を発揮する上での重要な前提であるといえる。」

待されるかといった点に关心があると考えられる。所管官庁にとっては、教育研究・社会連携等の活動の継続可能性を把握するための基本的な情報となる。

そして、私立学校が我が国の教育制度の一端を担っている「公の性質」を有する学校であるという側面からは、私立学校が社会の信頼を得て今後も持続可能な発展を遂げるため、社会の要請に応えつつ、学校法人自らが主体性を持って実効性のあるガバナンス改革を推進し、透明性を確保することにより、私立学校の公共性等をさらに高めることが期待されており、改正私学法にもその趣旨が反映されている。

以上を踏まえ、学校法人の財務報告は、上記のステークホルダーの中でも特に「在学者その他の利害関係人」の情報のニーズを満たすほか、資源提供者などの意思決定に資する情報提供、そして、情報開示を通じて学校法人が社会への説明責任を果たす機能を有するものと考えられる。また、学校法人が適正な財務情報を開示することで、基本的な財務規律の構築にも資するものである。

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（令和五年法律第二十一号による改正）

（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）

第百六条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものとの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）

第百四十九条 第百四十四条第三項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第百六条の規定の適用については、同条第四項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

2 大臣所轄学校法人等についての第百七条の規定の適用については、同条第五項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

以上